

大阪柔整だより

負傷の徴候の認められない患者について (無病の取扱い)

無病とは初検の結果、施術範囲を超える疾患が疑われる場合や、柔道整復で扱う捻挫・打撲などの疾患が見当たらない場合の負傷名として使用し、算定は初検料のみとなります。転帰は転医もしくは中止とし、それに応じた一部負担金を窓口でいただいで下さい。

平成 28 年に策定の「療養費適正化理念」の中でも「負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する」とされています。このような場合、単に医科への受診を促すだけではなく、しっかり無病で算定・請求をしていただきますよう、お願いいたします。

以下、療養費の支給基準 平成 30 年度版より抜粋

○柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第 2-6 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。

【記載例】

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実口数	転帰
(1) 無病	999	不詳	31. 04. 01	31. 04. 01	31. 04. 01	1 治癒・中止・ <input checked="" type="radio"/> 転医

摘要	合計	1	4	6	0	円
	一部負担金			3	割	円
	請求金額	1	0	2	2	円

窓口一部負担金額は 440 円となります。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事